

【25用語】

建議（けんぎ）…意見を申し立てること、又はその意見

娼妓（しょうぎ）…公認された売春婦、公娼

情欲（じょうよく）…男女の情愛の欲、性欲

芸妓（げいぎ）…酒宴の間を取り持ち、絃歌・舞踊などで客を楽しませる女、芸者

淫蕩（いんとう）…酒色にふけり素行の悪いこと、みだらな行いをする事

葛藤（かつとう）…もつれ、いざこざ、争論

蕩尽（とうじん）…財産などを使い果たすこと、破れ尽きる事

放蕩（ほうとう）…酒色にふけり品行の修まらぬ事、道楽

懶惰（らんだ）…怠ける事、おこたること、無精

国律（こくりつ）…国の法律、刑法典

衆庶（しゅうしよ）…諸々の人、人民、庶民

喋々（ちようちよう）…しきりにしゃべること、多言なさま

弊事（へいじ）…悪しき事柄

爾来（じらい）…それより後、そのとき以来

閨房（けいぼう）…ねや、寢室

欲火（よくか）…欲情の火の如くおこり立つ事

断然（だんぜん）…きっぱりとしたさま、決然、断乎

建白（けんぱく）…政府・上役などに自分の意見を申し立てること

【25解説】

新政府は明治五年（一八七二）十月芸娼妓解放令を発し、娼妓等の年季奉公を禁じ、芸娼妓を解放する措置をとった。これに対し業者は、座敷を貸して売春の場所を提供する貸座敷業に転身したため、同八年には貸座敷の営業場所を限定して規制する動きが起こった。しかし、これも芸娼妓を公許していることには変わりなかった。

こうしたなか、本県では明治十二年六月に貸座敷業に関する建議書が宮崎有敬県会議長の名で楫取群馬県令あてに提出された。その内容は、娼妓を相手とする貸座敷と芸妓相手の歌舞管弦の場所とを区別しようとするものであり、根本的な問題解決の方法ではなかった。このため翌十三年十二月の県会には宮崎ら県議員三十五名による娼妓廃絶の請願書が提出された。